

## 令和7年度さいたま市人事委員会第23回定例会会議結果

1 日 時 令和8年3月19日(木)  
午後2時00分開会  
午後5時50分閉会

2 開催場所 人事委員会室

3 出席者 委員長 白鳥 敏男  
委員 田中 洋  
委員 高見澤 章  
(事務局)  
事務局長外5名

4 欠席者 なし

### 5 議 事

#### 議案第56号 令和8年度職員採用試験・選考の日程について

さいたま市職員の任用に関する規則第5条の規定に基づき、市長、消防長及び教育委員会から通知のあった「採用することを予定する職」の状況を踏まえ、令和8年度職員採用試験・選考の日程を決定した。

#### 議案第57号 さいたま市職員の任用に関する規則の改正について

さいたま市職員の任用に関する規則について、昇任試験の種類に係る所要の改正を行うことを決定した。

#### 議案第58号 昇任試験に関する事務の委任について

さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則に基づき、事務の一部を委任することを決定した。

#### 議案第59号 給料表の構造見直しに伴うさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正等について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則について所要の改正を行うとともに、「号給の切替え」等に係る人事委員会通達の発出を行うことを決定した。併せて、市長が定める「昇給に関する基準」の改正について、承認することを決定した。

**議案第60号 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定による協議について**

さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づき、さいたま市教育委員会から協議があった、さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について、異議がない旨の回答をすることを決定した。

**議案第61号 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について**

さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づき、市長、消防長、水道事業管理者、教育委員会、市議会議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会から提出された昇任選考願について選考を実施し、併せてさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条第1項第1号及び第4項の規定に基づき申請のあった昇格について、承認することを決定した。

**議案第62号 さいたま市職員の定年等に関する条例に基づく勤務延長等の決定について**

さいたま市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、市長から申請のあった勤務延長期限の延長について、承認することを決定した。併せて、同条例第9条第4項の規定に基づき、教育委員会から提出された異動期間の再延長について、承認することを決定した。

**報告第37号 転職に係る能力認定実施報告について**

さいたま市職員の任用に関する規則第14条の3第1項第2号の規定に基づく転職に係る能力認定の実施結果について、市長及び教育委員会から同条第2項の規定に基づく報告があったことについて、事務局から報告があった。

**議案第63号 給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について**

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条の規定に基づき、市長から申請のあった、給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について、承認することを決定した。

**議案第64号 人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について**

て

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条第1項第1号及び第18条の規定に基づき、市長から申請のあった、国又は埼玉県から人事交流により市職員として採用する者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

**議案第65号 人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定について**

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条の規定に基づき、市長、消防長及び教育委員会から申請のあった、国又は埼玉県から人事交流により市職員として採用する者の号給の決定について、承認することを決定した。

**議案第66号 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について**

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条第2項及び第16条の規定に基づき、教育委員会から申請のあった、市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。